

盛岡市告示第 546 号

地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。
なお、当該公示送達に係る文書は、市民部健康保険課において保管し、送達を受けるべき者から請求があればいつでも交付する。

令和8年10月16日

盛岡市長 内 舘



1 公示送達する文書

令和7年度国民健康保険税納税通知書

令和8年度国民健康保険税納税通知書

令和7年度国民健康保険税決定（更正）通知書

令和8年度国民健康保険税決定（更正）通知書

2 送達を受けるべき者

安井 真生 外 9 件（内訳は、別紙のとおり。）

国民健康保険税納税通知書等
公 示 送 達 者 一 覧 表

No.	決算 年度	賦課 年度	氏 名	摘 要
1	8	7	安井 真生	
2	8	8	前川 綾奈	
3	8	8	JUN HAZRIAN NOOR ARHAAN	
4	8	8	BATBAATAR TSOG UCHRAL	
5	8	8	BATBAATAR TSOG UCHRAL	
6	8	8	藤原 浩之	
7	8	8	ENKHTUR IKHTUR	
8	8	8	ENKHTUR IKHTUR	
9	8	8	西村 光弘	
10	8	8	安井 真生	